土岐川流域

水防災意識社会 再構築ビジョンに基づく取組み

令和4年1月

土岐川流域新五流総地域委員会

1 土岐川流域の概要と主な課題

- ・土岐川流域の地形的な特徴は、川沿いの盆地(多治見市、土岐市、瑞浪市等の中心市街地)が渓谷で区切られた状態で連なっている。
- ・これらの盆地では、渓谷部の狭窄部による堰上げ等が原因となり、過去よりたびたび溢 水被害が発生してきた。
- ・土岐川本川は長年の懸案でもあった狭窄部の改修や小里川ダムの完成により、治水安全 度が向上したものの、丘陵地における住宅地などの面的開発が著しく、それに対応する 支川の治水対策が必要とされている。
- ・近年では、平成元年9月、平成11年6月、平成23年9月に大規模な浸水被害が生じている。
- ・土岐川本川の水位は急激に上昇しやすく、それに伴って川沿いの市街部を中心に内水が 発生するおそれがある。
- ・盆地地形であり氾濫流は拡散しないが、一部の区域では氾濫流が滞留して浸水深が深く なり人命被害が生じるおそれがある。

2 現状の水害リスク情報や取組状況の共有

現状の河川において想定される浸水等の水害リスク情報及び現状の減災に係る取組み 状況について以下のとおり共有する。

(1)情報伝達、避難計画等に関する事項

(1) 市と伝達一覧表の更新内容や危険箇所等の相互確認

取組状況

◇毎年5月末までに、県と市の担当者で合同会議を開催し、伝達一覧表の更新内容や氾濫ブロック毎の危険箇所などについて、相互に確認を行っている。 (県、市)

【県と市の担当者による合同会議の開催状況】

- ・災害時の通行規制及び総合的な冠水対策に係る情報共有会議を実施 〔多治見土木:令和3年5月21日(書面開催)、恵那土木:令和3年5月13日 (書面開催)〕
- ・ 新五流総地区幹事会を実施

〔多治見土木:令和3年6月25日(書面開催)〕 〔恵那土木:令和3年5月31日(書面開催)〕

◇毎年出水期前までに、河川堤防や岐阜県水防計画にある重要水防箇所を、市、 水防団(消防団)、地元住民代表と合同で巡視を行っている。(県、市)

【重要水防箇所合同巡視の実施状況】

- ・多治見十木:令和3年6月10日(資料送付)
- ・恵那土木:令和3年6月1日(資料送付)

② 避難情報等の発令基準

市町村	避難勧告等の発令基準
多治見市	・多治見市地域防災計画第3章178~181ページ及び多治見市避難勧告等の判断・伝達マニュアル5~18ページに記載。 (別添資料1)
瑞浪市	・瑞浪市地域防災計画第3章80ページ及び瑞浪市避難勧告等の 判断・伝達マニュアル10~12ページ、20~22ページに記載。 (別添資料2)
土岐市	・土岐市地域防災計画風水害等対策計画編第2章42ページ及び 土岐市災害情報伝達マニュアル12ページ、24ページに記載。 (別添資料3)
恵那市	・恵那市地域防災計画風水害等対策編第3章災害応急対策第15 節避難対策(資料編第6を含む)に記載。 (別添資料4)

③ 避難場所・避難経路

市町村	避難場所・避難経路
多治見市	・多治見市地域防災計画資料編 560~563 ページに記載。 (別添資料1)
瑞浪市	・瑞浪市地域防災計画資料編S137~S140ページに記載。 (別添資料2)
土岐市	・土岐市地域防災計画参考資料編19~27ページに記載。 (別添資料3)
恵那市	・恵那市地域防災計画風水害等対策編第3章災害応急対策第15 節避難対策(資料編第6を含む)に記載。 (別添資料4)

④ 避難誘導体制

市町村	避難誘導体制
多治見市	・多治見市地域防災計画第3章 181 ページに記載。 (別添資料1)
瑞浪市	・瑞浪市地域防災計画マニュアル編M23ページに記載。 (別添資料 2)

土岐市	・土岐市地域防災計画風水害等対策計画編第2章39ページ、
	第3章154ページに記載。
	(別添資料3)
恵那市	・恵那市地域防災計画風水害等対策編第3章災害応急対策第15
	節避難対策に記載。
	(別添資料4)

⑤ 河川・砂防・道路情報に関する周知

取組状況

- ◇水防災に関する最新情報を迅速に提供するため、「岐阜県川の防災情報」、「ぎ ふ山と川の危険箇所マップ」、「ぎふ川と道のアラームメール」による情報配信を行うとともに、登録者の拡大に引き続き取り組んでいる。(県、市)
- ◇想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図及び水害危険情報図を公表。(県)
- ◇近年、中小河川での浸水被害も多発していることから、洪水浸水想定区域図を作成していなかった河川において、水害危険情報図を作成・公表するとともに、これら河川に設置した水位観測所において避難判断の目安となる水位を設定。(県)

【県】

・水害対策に関する連携会議(平成28年5月30日開催)において、「ぎふ川と道のアラームメール」等の周知を行った。

参加者:県防災課、清流の国づくり政策課、砂防課、東濃県事務所振興 防災課、多治見土木事務所施設管理課及び河川砂防課、多治見 市企画防災課及び道路河川課、瑞浪市生活安全課及び土木課、 土岐市総務課及び監理用地課

- ・洪水浸水想定区域図及び水害危険情報図について、令和元年7月までに作成・公表した。
- ・水害危険情報図については、令和元年6月までに作成・公表済。令和2年 出水期までに危機管理型水位計を40河川401箇所に設置し、避難判断 の参考となる水位を設定した。

【市】

- ・今後、自治会等の防災訓練等で「ぎふ川と道のアラームメール」等の周知 を行う予定。(多治見市)
- ・市役所職員を対象として、「ぎふ川と道のアラームメール」の周知を行った。

(瑞浪市)

日時:平成28年5月11日 対象:職員約400名 ◇瑞浪市では、気象警報、避難情報などの緊急情報を迅速かつ確実に伝えるため、

電波障害に強いポケベルと同じ周波数帯 (280メガヘルツ) を使用した「防災ラジオ」を市内全戸、全事業所に無償で貸与している。

(2) 水防に関する事項

① 河川情報の入手方法や、「ぎふ川と道のアラームメール」による河川情報の配信

取組状況

◇各種会議やイベント開催等の場を利用して、「ぎふ川と道のアラームメール」 な

どの周知、登録の促進に取り組んでいる。(県、市)

【県】

- ・重要水防箇所の合同巡視や水防管理者、消防本部が参加する各種会議の場で、関係資料を配布し、水防団(消防団)に周知するよう依頼した。
 - ・重要水防箇所合同巡視 (多治見土木:令和3年6月10日実施(資料送付)、恵那土木:令和3年6 月1日)
 - ・災害時の通行規制及び総合的な冠水対策に係る情報共有会議(多治見土木:令和3年5月21日(書面開催)、恵那土木:令和3年5月13日(書面開催))
 - ·河川安全利用推進協議会
 - (多治見土木:令和3年8月3日(書面開催)、恵那土木:令和3年7月15日 (書面開催)、9月15日(書面開催))
 - ・りば一ぴあ(平成30年7月27日開催)にて来場者向けにチラシを配布し、登録の呼びかけを行った。
- ◇地域のニーズや河川の特徴を踏まえ、河川水位計、河川監視カメラ、浸水位表 示板などを設置。(県、市)

現在の河川水位計、河川監視カメラ設置状況

【県】

- ・水位計:土岐川(釜戸、瑞浪)、大原川(太平)、笠原川(大畑)、 妻木川(御幸) ※インターネットで公表
- 河川監視カメラ: 土岐川(瑞浪) ※インターネットで公表

【多治見市】

- ・水位計:土岐川、大原川、笠原川 ※インターネットで公表
- ・河川監視カメラ: 土岐川、大原川、笠原川、辛沢川 ※インターネットで 公表

【瑞浪市】

・水位計:土岐川 ※インターネットで公表

・河川監視カメラ: 土岐川 ※インターネットで公表

【土岐市】

- ・水位計:土岐川 ※インターネットで公表
- ・河川監視カメラ:土岐川 ※CATVにて公開

◇河川改修の進捗状況や浸水被害の発生状況を踏まえ、重要水防箇所、水位周知 河川の設定内容の見直しを実施。(県)

② 合同巡視に自治会等の代表者を加え、重要水防箇所の合同巡視

取組状況

◇毎年出水期前までに、河川堤防や岐阜県水防計画にある重要水防箇所を、市、水防団(消防団)、地元住民代表と合同で巡視を行っている。(県、市) 【再掲】

③ 市町村庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応

市町村	対応
多治見市	<多治見市役所庁舎> ・計画規模降雨においては50cm未満程度の浸水が想定されているが、同程度の浸水では防災拠点としての機能は確保でき、災害対策本部等の体制確保は可能。ただし、同程度を超過する異常な浸水があった場合は、多治見市役所駅北庁舎を代替施設とすることとしている。想定最大規模降雨における浸水対策については、新本庁舎建設時に検討を行う。 <多治見市民病院> ・市民病院は、2階の軒下までの浸水(2.0~5.0m)が想定されているため、早期の避難体制を確保する。
瑞浪市	 < 瑞浪市役所本庁舎> ・本庁舎は、0 c m~50 c m未満の浸水が想定されているため、防災拠点としての機能が確保できない場合には、隣接する保健センターで災害対策本部等の体制を確保する。 ・本庁舎または保健センターの代替施設として消防本部で災害対策本部を設置する。 < 東濃厚生病院> ・東濃厚生病院は、0 c m~50 c m未満の浸水が想定されているが、施設の水害対策をしているため、病院としての機能及び体制を確保する。
土岐市	< 土岐市庁舎> ・本庁舎は5~10m未満の浸水が想定されているが、本庁舎3階に防災拠点としての機能は確保できるため、災害対策本部等の体制を確保する。

	<災害拠点病院> ・市内に災害拠点病院に指定している病院なし。
恵那市	・本庁舎は、水害時の浸水が想定されない。

④ 事前防災行動計画 (タイムライン) の策定

取組状況

◇甚大な浸水被害が想定される市については、台風による大雨を想定した事前防 災行動計画(タイムライン)の施行版を策定し、防災訓練を実施している。 (市)

【多治見市】

- ・国土交通省庄内川河川事務所と連携し、平成28年3月に「多治見市浸水事 前防災行動計画(平成27年度版)」を策定。
- ・平成28年度は、机上訓練、台風来襲時における施行運用を実施。
- ・令和3年度版多治見市タイムラインの運用開始(令和3年7月12日)

【瑞浪市】

・平成28年5月に風水害タイムライン(台風版、豪雨版)を策定。

【土岐市】

・平成26年度に風水害タイムライン(台風版)を策定。

(3) 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

① 排水施設、排水資機材の操作・運用

機関名	排水施設、排水資機材の操作・運用
県	排水ポンプ車の配備。 2台 河川の氾濫等により浸水被害が発生、あるいはその恐れが ある場合、岐阜土木、大垣土木管内に配備した県の排水ポン プ車の出動を要請し、被害軽減、早期復旧を図る。
多治見市	<脇之島排水機場(土岐川)> ・国土交通省から操作・維持管理業務を受託している。操作・ 点検については、「庄内川水系土岐川脇之島排水機場樋管操 作要領」により行う。 〈雨水ポンプ場等〉 ・市内の雨水ポンプ場(土岐川右岸ポンプ場、笠原川右岸ポン プ場)、一部合流式の下水処理施設である池田下水処理場、 可搬式ポンプについては、「降雨時対応要領(下水道班)」 により操作・運用する。

② 樋門、陸閘の操作・運用

一世一、座門・グス	~2.19	
機関名	樋門、陸閘の操作・運用	
県、関係市	<前の川逆水樋門(土岐市・妻木川)>	
	・操作・維持管理業務を土岐市に委託し、操作・点検方法は	
	「前の川逆水樋門操作要領」により行う。(県)	
	<大原橋陸閘、田代橋陸閘、太平 歩 道橋陸閘	
	(多治見市・大原川) >	
	・操作・維持管理業務を多治見市に委託している。操作・点検	
	要領は「大原川大原橋、田代橋及び太平歩道橋陸閘操作要	
	領」により行う。(県)	
	・田代橋陸閘にて、出水期前に陸閘訓練を実施する。(多治見	
	市)	
	日時:令和3年7月6日	
	参加者:多治見市道路河川課、年間委託業者、地元自治会	
	<御幸橋陸閘(土岐市・妻木川)>	
	・操作・維持管理業務を土岐市に委託し、操作・点検要領は	
	「妻木川御幸橋陸閘操作要領」により行う。(県)	
	・御幸橋陸閘にて、出水期前に操作訓練を実施する。(土岐	
	市)	
	日時:令和3年度は中止	
	<澄ヶ瀬陸閘(恵那市・上村川 ※矢作川流域)>	
	・操作・維持管理業務を恵那市に委託している。操作・点検要	
	領は「上村川澄ヶ瀬陸閘操作要領」により行う。(県)	
	・澄ヶ瀬陸閘にて、陸閘訓練を実施する。(恵那市)	
	日時:令和3年6月11日、11月2日	
	参加者: 恵那市建設課、恵那土木事務所施設管理課、恵那	
	市消防団上矢作分団員	
土岐市	・土岐市で管理している「緑川排水樋管」及び「土合排水樋	
	管」は、各操作要領により行う。	

(4)被害軽減、拡大防止の取組みに関する事項

① 災害時応急対策用資機材備蓄拠点の運用

機関名	災害時応急対策用敷材備蓄拠点の運用	
県	・道路、河川、砂防施設等が被災した際、人命救助の観点から	
	もこれら施設の応急復旧、被害拡大防止を図る必要があるた	
	め、多治見土木、恵那土木管内に応急対策に必要な資機材を	
	あらかじめ配備する備蓄拠点を整備。	

3 地域の取組み方針

現状の取組状況を共有したうえで、円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するため、令和7年度までに以下の取組みを関係機関が協力連携して行うこととする。

(1) 円滑かつ迅速な避難のための取組

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

取組内容	取組機関
◇毎年4月末までに、県と関係市が伝達一覧表の更新を行う。	県、市
◇毎年5月末までに、県と市の担当者で合同会議を開催し、伝達 一覧表の更新内容や氾濫ブロック毎の危険箇所などについて、 相互に確認する。【再掲】	県、市
◇毎年出水期前までに、河川堤防や岐阜県水防計画にある重要水 防箇所を市、水防団(消防団)、地元住民代表と合同で巡視す る。【掲載】	県、市
◇毎年6月初旬までに、市と県との間で豪雨災害対応防災訓練を実施し、情報伝達の対応を確認する。	県、市
◇要配慮者利用施設における避難確保計画の策定及び避難訓練の 実施を支援する。	県、市
◇防災施設の機能に関する情報提供を充実させるため、ダムや堤 防等の施設について、整備の段階や完成後も定期的にその効果 や機能等について住民等へ周知する。	県、市
◇ダム放流情報を活用した避難体系の確立のため、避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知タイミングの改善を図る。	県、市
◇想定最大規模の洪水浸水想定区域図について浸水ナビに実装す る。	県

② 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

取組内容	取組機関
◇自治会、区長会の会合時や回覧板などで、「岐阜県川の防災情	県、市
報」や「気象庁高解像度降水ナウキャスト(短時間降水予)」	
の周知を行うとともに、「ぎふ川と道のアラームメール」の周	
知を行い、登録者数の増加を図る。	

◇土岐川観察館や学校等と連携し、小中学生を対象とした水防や 河川の安全利用に関する学習機会を提供し、防災教育に取り組 む。	県、市、土岐 川観察館
◇新五流総地域委員会等の場において浸水実績等の状況を周知、 共有する。	県、市
◇関係機関が連携して実施する住民参加型の避難訓練等について、実施状況や今後の予定等を新五流総地域委員会等の場で共有する。	県、市
◇共助の仕組みの強化するため、新五流総地域委員会等の場を活用して、避難時の声かけや避難誘導等の訓練及び出水時における実際の事例の情報を共有し、より充実した取組を検討・調整する。	県、市

③ 洪水浸水想定区域図の見直しと避難訓練等による活用に関する事項

取組内容	取組機関
◇想定し得る最大規模の洪水浸水想定区域図及び水害危険情報図	市
を反映した洪水ハザードマップの改良を行い、地元住民に周知	
するほか、順次、住民参加による屋外避難訓練や図上訓練に活	
用する。	

④ 円滑かつ迅速な避難に資する施設整備に関する事項

取組内容	取組機関
◇洪水ハザードマップに記載されている民間施設等を活用した緊	県、市
急的な避難先の事例を収集し、調整内容や協定の締結方法等に	
ついて新五流総地域委員会等の場を通じて共有する。	

(2) 的確な水防活動のための取組

① 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項

取組内容	取組機関
◇避難訓練の実施や県広報誌等を活用し、居住地区等に係る災害	県、市
リスクの理解を深める。	

◇毎年5月末までに、水防資機材の整備状況の点検を行い、不足している資機材の追加配備を行う。	県、市
◇警察、消防署・水防団(消防団)との会議において、県内外の 河川災害について情報共有する。また、各地の地域特性や浸水 被害の形態に応じた避難誘導や水防活動を実施していく。	県、市

(3) 氾濫水の排水、施設運用等に関する取組

① 排水施設、排水資機材の運用方法の改善

取組内容	取組機関
◇出水時に確実に作動できるよう、出水期前までに定期点検や操	県、市
作訓練を実施する。	

(4)被害軽減の取組

① 水防体制に関する事項

取組内容	取組機関
◇新五流総地域委員会等の場において、洪水浸水想定区域内の市	県、市
町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理	
者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討する。	
◇新五流総地域委員会等の場において、洪水浸水想定区域内の市	県、市
町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報や対策の実	
施状況を共有する。	

4 フォローアップとホットライン

毎年の出水期前に関係機関における取組状況を共有し、土岐川流域新五流総地域委員 会へ報告を行うとともに、今後の取組みに反映する。

また、この他に、河川管理者から市町村長へ提供する洪水予報等の河川情報の伝達方法(ホットライン)などの内容とそれに対する市町村長の対応については、各種会合の機会を活用して説明し情報の共有を図ることとする。

5 各会議の構成と開催状況

(1) 土岐川流域新五流総地域委員会

· 構成員(五十音順)

大野 雅人 恵那県事務所長 尾関 新太郎 東濃県事務所長

小野 弘康 多治見土木事務所長

楓 康典 土岐市消防団 団長

加藤 淳司 土岐市長 小坂 喬峰 恵那市長

水野 利之 土岐川漁業協同組合 組合長

棚瀬 秀樹 恵那土木事務所長

永井 研 瑞浪市土岐地区区長会会長

原田 守啓 岐阜大学流域圏科学研究センター 准教授

古川 雅典 多治見市長 水野 光二 瑞浪市長

山本 真行 土岐川観察館 館長

計13名

・オブザーバー

蘆屋 秀幸 国土交通省中部地方整備局 庄内川河川事務所 所長

加藤 仁志 国土交通省中部地方整備局 多治見砂防国道事務所 所長

髙橋 賢一 岐阜地方気象台 台長

水野 徹 国土交通省中部地方整備局 矢作ダム管理所 所長

計4名

(2) 土岐川流域新五流総地域委員会幹事会

· 多治見地区構成員

東濃県事務所振興防災課長

多治見十木事務所施設管理課長

多治見土木事務所河川砂防課長

多治見市危機管理監 (防災担当)

多治見市建設部道路河川課長

多治見市福祉部高齢福祉課長

瑞浪市まちづくり推進部生活安全課長(防災担当)

瑞浪市建設部十木課長

瑞浪市民生部高齢福祉課長

土岐市市長公室危機管理室長(防災担当)

十岐市建設水道部建設総務課長

土岐市健康福祉部高齢介護課長

計12名

• 恵那地区構成員

恵那県事務所振興防災課長 恵那土木事務所施設管理課長 恵那土木事務所河川砂防課長 恵那市総務部危機管理課長(防災担当) 恵那市建設部建設課長 恵那市医療福祉部高齢福祉課長

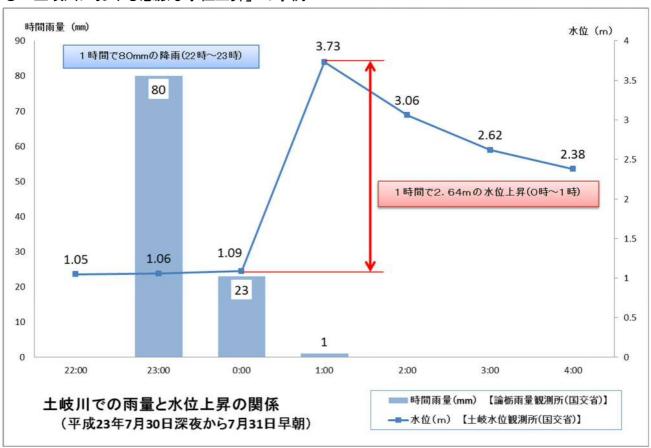
計6名

(3)会議の開催状況

平成28年5月30日 水害対策に関する連携会議(土岐川流域水防災協議会準備会 [多治見地区]) 平成28年7月 7日 土岐川流域水防災協議会 平成28年7月 7日 土岐川流域水防災協議会恵那地区幹事会 水防災協議会を新五流総地域委員会と統合(河第163号の3) 平成29年6月28日 平成30年7月11日 第 7回土岐川流域新五流総地域委員会 令和 元年7月17日 第 8回土岐川流域新五流総地域委員会 令和 2年8月26日 第 9回土岐川流域新五流総地域委員会(書面開催) 令和 3年8月 5日 第10回土岐川流域新五流総地域委員会

【参考データ】

◎「土岐川における急激な水位上昇」の事例



◎「ぎふ川と道のアラームメール」の登録状況(令和3年10月1日現在)

	登録者数(人)	各市人口(人)	加入率
多治見市	1, 346	108, 404	1. 2%
瑞浪市	1, 052	36,625	2. 9%
土岐市	1, 123	56, 710	2. 0%
恵那市	964	48, 531	2. 0%
計	4, 485	250, 270	1. 8%

<u>県全体</u> <u>18,683</u> <u>1,963,001</u> <u>1.0%</u>